



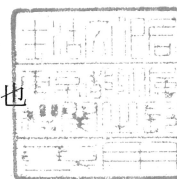
平成 31 年 3 月 11 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都特定個人情報の保護に関する条例第 24 条第 2 項の
規定に基づく諮問について（答申）

平成31年1月24日付30総行振第1300号により、当審議会に対して諮問された「住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務については、各都道府県知事が保有する特定個人情報を集約し、利用する上で、情報セキュリティに係る全国的な水準の確保と効率的な事務の実施が要請されており、全ての都道府県が同一の者に事務を委託する必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱い情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものである。

委託先や再委託先に対しては、報告の求めや実地調査等の措置を実施することにより、引き続き適正な管理監督に努めること。

2 特定個人情報の複製防止について

当該事務においては、他部署又は東京都の他の執行機関（以下「他部署等」という。）に対し、暗号化の措置が講じられた専用の外部記録媒体を介して特定個人情報の移転、提供が行われている。当該特定個人情報については、他部署等が用いる特定の情報システムにおいてのみ取り込むことが可能とされている。

今後も、特定個人情報の不正な複製防止に向けた暗号化等の措置について継続的な検証に努めること。

3 アクセスの適正管理について

(1) 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「当該システム」という。）に係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。当該システムのアクセス権限は多数の職員等に付与されていることを踏まえ、今後も、組織改正等に伴うアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

(2) 当該システムに係る不正使用のリスクを軽減させる措置として、当該システムの使用方法に係る職員への普及啓発及びアプリケーションによる操作履歴の常時監視が適切に講じられている。今後も引き続き、当該システムに係るアクセスの適正管理について継続的な検証に努めること。

4 情報セキュリティの水准确保について

当該システムは、全国における行政事務を遂行する上で重要な基盤といふべきものであるとともに、これに記録された特定個人情報は、その性質上、ストーカー等による不正な検索のリスクが想定されるものであり、ついては、当該システムに係る情報セキュリティの水准确保を適切に確保することが重要となる。

当該システムに係る情報セキュリティについては、東京都自身による自己点検、内部監査のほか、専門的知見を有する第三者機関による監査が実施されている。点検及び監査の結果を踏まえ、情報セキュリティの水准确保について、今後も継続的な検証に努めること。

5 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成 31 年 1 月 24 日	諮問
平成 31 年 2 月 4 日 から同月 5 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 36 回特定個人情報保護評価部会)
平成 31 年 2 月 25 日	審議 (第 37 回特定個人情報保護評価部会)
平成 31 年 3 月 11 日	「住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価書 (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏